

平成 14 年 7 月 3 日

E T C セットアップ登録店様へお知らせ

東京都自動車整備商工組合

**旧セットアップ申込書の未使用分の取扱い及び
新セットアップ申込書の取扱い方法等について**

1、 旧セットアップ申込書未使用分の取扱いについて

旧申込書の未使用分綴（1冊を全く使用していないものに限る。）は無償で交換しますので、その取扱いは以下のとおりとさせていただきます。

但し、開業時セットで配布された未使用分を除きます。

未使用分がありましたら、当組合（03-5365-3611 吉越）まで電話連絡をお願いします。

当組合ではORSEに連絡、ORSEでは送付実績を確認の上、新申込書を当組合に送付、当組合よりセットアップ店へ送付します。

未使用の旧申込書は、セットアップ店にて破棄して下さい。

2、 新セットアップ申込書の取扱い方法等について

「新様式4の1」について

オフラインの場合は、ORSEにFAXにて「新様式4の1」で識別処理の発行申請（セットアップカード作成）をし、セットアップ完了後「前払割引サービス利用申込書」（2枚目）と一緒にお客様にお渡し下さい。お客様はインターネットもしくは郵送でユーザー登録していただきます。

インターネットで申込みの方

アドレスは、<http://www.etc-plaza.jp/>へアクセスし、ETCカード番号等を入力していただきます。

郵送で申込み方

利用申込書に必要事項を記入し、下記に郵送します。

〒222 - 8539 ETCプラザ登録受付係宛（住所の記載は、必要ありません。）

お問合せ番号ETCプラザ :045 - 477 - 1151（平日9時～17時）

オンラインの場合の申込番号入力は必ず「新様式4の1」の申込番号（右肩の7桁の番号）を入力して下さい。

「車載器セットアップ申込者様アンケート」について

アンケート用紙は、セットアップ実施の際、お客様に記入をお願いして下さい。オフラインの場合、1ヵ月分まとめて月末にセットアップカードの返納と一緒にORSEに送付して下さい。オンラインの場合、月末にORSEに郵送して下さい。

以上